

分譲マンション長期修繕計画作成費助成制度

マンションの快適な居住環境を確保し、資産価値を維持するためには、適時適切な修繕工事を行うことが必要です。また、必要に応じて建物及び設備の性能向上を図る改修工事を行うことも望まれます。

しかしながら、修繕工事の費用は多額であり、修繕工事の実施時に一括で徴収することは困難なため、将来予想される修繕工事を盛り込んだ長期修繕計画作成し、これに基づき、月々の修繕積立金の額を設定することが重要です。

そのため、大阪市ではマンションの管理組合が長期修繕計画の作成や見直しを専門家に委託する経費に対して次のとおり補助します。

補助対象となる経費

次の委託経費

- ・調査・診断報告書の作成に要する経費
- ・計画作成に要する経費

補助内容

- ・補助率：補助対象となる経費の1/3
- ・補助限度額：1回あたり30万円
(ただし、予算の範囲内での補助となります。)
- ・補助は1回を限度とします。

注意事項

- ・専門家に委託する前に申請していただく必要があります。
- ・管理組合理事長名又は管理組合法人名で申請してください。
※個人での申請は受付できません。
- ・その他の注意事項等につきましては、大阪市のホームページ(右記参照)をご確認ください。

補助対象となるマンションの要件

- ・大阪市内にある分譲マンションであること
- ・専有面積の1/2以上が住宅用途であること
- ・区分所有者等が10人以上であること
- ・建築後5年以上が経過した分譲マンションであること。
- ・長期修繕計画が未作成、又は現在の長期修繕計画に基づく修繕積立金が基準額※を下回っていること。
※修繕積立金の基準額等については下記担当までお問合せください。
- ・国の「長期修繕計画作成標準様式、長期修繕計画作成ガイドライン及び同コメント(平成20年6月策定・令和3年9月改訂)」に沿った長期修繕計画を作成又は見直しすること。
- ・本助成制度を活用して前段の長期修繕計画を作成又は見直しすることについて、決議※を経ていること
※「建物の区分所有等に関する法律(区分所有法)」に規定する普通決議により管理組合として長期修繕計画を作成又は見直しする意思を確認することが必要

ホームページアドレス:

<https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000267019.html>



分譲マンション長期修繕計画作成費助成制度 お問合せ・事前相談窓口



本制度をご申請いただく前に、補助対象要件等の確認等を行ったうえで受付いたしますので、事前に次の窓口までご連絡ください。

大阪市都市整備局 企画部住宅政策課 住宅政策グループ(大阪市役所本庁6階)

TEL 06-6208-9224 FAX 06-6202-7064

“大阪市マンション管理支援機構”にぜひご登録ください!

大阪市が中心となり、弁護士会などの専門家団体やマンション関連事業者団体などが連携し、マンション管理組合を応援しています。

管理組合としてご登録いただくと、マンション管理セミナーや大規模修繕工事見学会、管理組合交流会などの案内、情報誌「らいうあっぷ」やマンション管理セミナーDVDの進呈など様々な特典がすべて無料で受けられます。

登録料・年会費など
すべて無料



マンション管理セミナー

お問い合わせ 大阪市マンション管理支援機構事務局 ☎06-4801-8232

WEBサイトから登録できます。

大阪市マンション管理

検索

※登録は大阪市内の管理組合に限らせていただきます。